

会 議 録

会議の名称	西東京市行財政改革推進委員会 第16回会議
開催日時	平成14年1月15日(火) 午前9時30分から正午まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	箱崎委員長 竹之内副委員長 柳原委員 筑井委員 長澤委員 松山委員 高梨委員 倉本委員 坂井企画部長 柏木企画部参与 尾崎企画課長 神作主幹 飯島主査 伊佐美主査 新井主査
議題等	1 答申項目について 2 その他
会議資料	電子政府・電子自治体推進プログラム..... 資料1 平成13年度昇任試験の応募状況・管理職の処遇について... 資料2
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録(内容、別紙会議録の通り)

西東京市行財政改革推進委員会会議 平成 13 年度 第 16 回会議録

委員長：ただいまから第 16 回西東京市行財政改革推進委員会を開会いたします。
まず、本日の会議の進め方について事務局から説明をお願いします。

事務局：初めに、本日配布いたしました資料のご説明をさせていただきます。次に、答申項目について、これまでの議論を踏まえた中でどのようなものを答申項目に載せるかということについてご議論をいただければと思っております。その他といたしまして、次回委員会の日程等の確認をさせていただきます。

委員長：それでは、資料の説明をお願いします。

（資料 1「電子政府・電子自治体推進プログラム」を事務局より説明）

委員長：質問ございませんか。なければ資料 2 の説明をお願いします。

（資料 2「平成 13 年度昇任試験の応募状況・管理職の処遇について」を事務局より説明）

委員長：質問があればどうぞ。
給料表のグラフは、役職加算とか管理職手当は含まないものですね。

事務局：はい、本給だけです。

副委員長：次回の委員会までに管理職の給料を手当込みで、モデルケース（40 歳、妻、子供 2 人）として、他の自治体で算出しているような具体的な数値を教えてください。

事務局：一般的なケースを想定して、次回までに提出させていただきます。

委員長：手当にはどんなものがありますか。

事務局：代表的なものは、住居手当、扶養手当、調整手当、通勤手当、時間外勤務手当など
であります。
各種の手当につきましては、次回、資料として提出いたします。

松山委員：昇任試験の受験率が低いですね。昇任は職員全員が対象になるべきものだと思いますが、受験しない職員はどのように昇任するのですか。

事務局：昇任試験は強制でなく、任意の制度であります。試験は主任になる時 1 回、管理職（課長）になる時 1 回の 2 回あります。主任から係長と課長から部次長（副参与）

部長（参与）となるのは、試験はなく平素の勤務成績の評価で市長が査定します。昇任試験は、主任と管理職になる時で職員自身が選択しない限りなれません。

高梨委員：旧田無市と旧保谷市では基本的に昇任制度が違っていたのですか。

事務局：旧田無市では、昇任試験はありませんでした。旧保谷市はありました。

高梨委員：都の昇任制度に則ったあり方に変わったわけですが、職員の受け止め方はどうですか。なぜ、今回このように変わったのか、動機、きっかけはなんですか。

事務局：新市として初めての制度であり、職員課が担当しておりますが、まだ詳しい分析はしていないと聞いております。

副委員長：昇任しても1,000円程度の昇給ではあまり意味がないと思います。職員もそういった不満があるのでは。

事務局：旧保谷市の給料表は、通し号俸と言いまして、階級に関係なく一直線に給料が上がっていくため本給に差はなく、管理職手当の加算によって差が生じておりました。旧田無市では、管理職になると枝分かれをし若干ではありますが有利になっていました。合併の時に給料表を統一しなければなりませんでしたが、固有の給料表を独自に作成することは大変困難であり、東京都の指導もありましたので、都の給料表に合わせました。この給料表は、管理職になれば有利となっておりますし、昇任試験を受けなければ給料は低いままです。職員のモチベーションは随分変わったと思います。具体的なメリットは、管理職になった場合、目に見えて給与という形に出てきます。

高梨委員：合併によりやむを得ず制度化したのか、職員の議論などによるものでなく、合併の産物で両方を調整することによって都のモデルに近づけようとしたのか、その辺がよく分からなかったものですからお尋ねしました。

事務局：背景としては、他の自治体も通し号俸という傾向がありました。自治省の強力な指導を受け職務給に改めようとしたのですが、単体の自治体ではなかなか移行できませんでした。ところが、合併により統一しなければなりませんでしたので、そのことで拍車がかかったことは事実であります。職務給を実施していない自治体は、恐らく行革の中での課題でもあり、給与検討委員会等の組織を設け改善しようとしている団体もあると思います。西東京市の場合は合併ということが大きな転機となり功を奏したということになります。

高梨委員：市民側としては、昇任試験に合格したからといって、その職員が能力を発揮できなければ意味がなく、試験により職員のモラルが上がりサービスレベルの向上になれば良いのですが、単なる合併時の副産物として給与体系が変わったというだけでは如何なものかという気がしました。

事務局：合併による副産物というより、もともと組織目標としてはあったわけですが、なかなか改正できませんでした。それから、先ほど非常に受験者が少ないとのご質問があ

りましたが、合併後初めてのことであり、西東京市の管理職になるということはどういうことなのかを含めて、職員の中でためらいがあるのではないかと。今後は促進していくべきだと思います。

委員長：初めてということで、どういう試験かわからないのでは。

事務局：試験は筆記、論文、面接であり、試験問題の作成は専門業者に委託します。

副委員長：2級以上の職の特進は、今までありましたか。

事務局：年齢、経験年数等により受験資格の要件がありますので、主事職が管理職になるということはありません。

旧保谷市で、昭和35年か36年ごろ採用時の条件として、採用から一定期間後、係長職から管理職と短期間で昇任したということはありません。

委員長：初めに説明のあった電子政府についてですが、来年には機能が完成する予定ということですが、それほどうまく行くのですか。

事務局：一定程度の目標年度を置き、基盤整備や電子認証等の手続きを15年度末までに作り上げる予定としております。一部住基ネットワークなど法制化し先にやらざるを得ないものもありますが、一部だけ突出しても全体が順次稼働していかないとうまく行きませんし、国だけでなく地方と一体となって電子政府を構築して行きますので、かなり可能性としては高いと思います。

委員長：西東京市ではインターネットなどのシステムの運営は、技能職が行うのかそれとも一般職の職員が行うのですか。

事務局：資料1の「10.電子自治体イメージ」にも載っておりますが、24時間365日の対応となりますので、IDC（インターネットデータセンター）の専門機関に委託する考えであります。

倉本委員：政府認証基盤や個人的認証サービスなどの全国的な情報システムの法的整備が間に合うのでしょうか。

事務局：個人情報保護法等の法整備化やセキュリティなどの問題については、各省庁が情報漏洩した場合の対応措置や防御措置などを法制化し、実施して行きます。それに併せ各自治体も同じような法制化を進めなければなりませんので、その準備に今入っております。

副委員長：西東京市は個人情報保護法条例を持っていますか。

事務局：あります。保護条例も恐らくそれ以上の条例整備が必要になります。今は原則、他団体とのネットワークの接続は行っておりませんが、住民基本台帳同士の接続などネットワークの整備によりいろいろな現象が出てまいります。

参考までに資料1の「地方公共団体の電子化スケジュール」にも掲載されておりますが、電子窓口の整備による法案提出や地方選挙における電子投票の法案準備などの目標年次が示されており、それぞれに応じた法整備がされて行くことが、このスケジュール表でおわかりになると思います。例えば、電子投票を実現させるにも公職選挙法やそれに基づく政令等の改正手続が必要であり、いきなり電子化してやりますよということではなく併せて法整備も必要になってきます。

委員長：他に質問がなければ、次の議題「答申項目について」に入ります。

始めに、高梨委員より「答申案に盛り込む骨子について」という文書が示されておりますので、その説明を伺い、後に、竹之内副委員長より答申案づくりの構想についてお話をしていただき、議論して行きたいと思います。

高梨委員：本日委員長宛て提出いたしました「答申案に盛り込む骨子について」は、従前から委員会の席上で意見を表明して参りましたが、6項目に取りまとめましたので答申に盛り込んでいただければと思います。よろしくお願いします。

（高梨委員、「答申案に盛り込む骨子について」の6項目を説明）

委員長：NPOへの昼食代とは、各NPOのボランティアの活動に対してということですか。

高梨委員：全くの奉仕活動ではなく、ある程度定着化するまで昼食代（弁当）くらい出すことによってやる気も起こさせるということもあり、それくらいのことには応えてもよいのではと思っておりますが、私自身まだ深く取りまとめてはおりません。

委員長：職員の削減予定数218名を更に努力して5%から10%削減とは、218名に対してですか。

高梨委員：削減後の職員数約1,200人（平成22年度）の5%から10%を更なる削減という意味です。合併効果は218名と既に出ておりますので、それ以降の問題とということですので。

委員長：218名を具体的に詰めますか。

副委員長：218名が最終目標ではないと言うことを明言すれば良く、適正な数値に近づけるには他の近隣自治体を勘案して、組織の見直しを含め適正な職員数に持っていけば良いのでは。

委員長：218名は合併に対して検証した数値でしょうが、この数値が適正な数値であるか、整合性がとれているかなどを、この委員会で見直すことは、大変時間もかかることですしやりきれないと思います。具体的な数値を示すより削減努力はもっとすべきであるという方向を示せば良いと思っています。

副委員長：この委員会は諮問機関であり、答申は法的な拘束力はありませんので、どんなことを言っても良いと思っております。例えば、職員の削減数218名を250名と提言

した場合、実施するかしないかの最終的判断は行政側である市長です。行政と議会側がスムーズに行くのであれば具体的な数値化をしないという方向もありますし、拘束力がないので出してもかまわないという考えもあると思います。

委員長：旧保谷市の行革答申では 50 名を削減という項目が設けられ、完全に守られました。今回もはっきりした目標を具体的な数値として出しますか。

高梨委員：この委員会は市長から諮問を受けていますので、答申に市民感情から遊離した好き勝手などんなことを書いても、実際に行政側が対応できなければおかしな話です。最終答申案の作成段階になれば具体的な数値を入れるかは、事務局とじっくり討議をして決めれば良いと思っており、この辺の数値（5%から 10%削減）でどうかと言っているだけです。

副委員長：事務局としては、答申に具体的な数値を出すということはあまり好ましくないと思いますか。

事務局：具体的な数値を出すということは根拠が必要となり、それを明確にすることは難しいと思います。今後の地方自治体の役割分担はどうなってくるのか見えないところもあります。例えば、地方分権等による増員などをカウントしているのかというような話にもなってくると思います。ある程度腰溜めの数値で目標値を立てて、具体的には、毎年定員管理適正化計画などで具体化して行くのではないかと思います。ある程度アバウトな目標数値を行政が汲みとって、いかに具体化した数値を毎年設定していくかという作業になると思います。

高梨委員：そういう観点から言うと、218 名はひとり歩きしているのですね。

事務局：合併時に具体的な財政効果を出さなければなりませんので、他団体の標準的な比較として目標値 218 名を出し固定化しました。最低限のラインでクリアしなければならない数値です。

委員長：他になれば、次に入ります。答申について副委員長から説明があります。

副委員長：まだ明確な形になっていませんが、一般的な考え方と、具体的な内容とに分けてお話をしたいと思います。

各委員の方に配布しました「行革思いつき」についてご説明します。

は一般的な方針、は具体的な実施項目であります。

行政・市民・ボランティア

これからの地方自治体は行政が市民をリードして行く時代ではなく、「協同」から「協働」、そして最終的には共に治めていく「協治」へと、地方自治体を管理して行くことが必要になると思います。行政は市民の要望に対しできないこともあるということを市民に理解してもらうためには、公務員研修などに参加していただき、行政感覚を学ぶ必要があると思います。

西東京市：将来の「ありたい姿」とは？

私自身今でもその姿を理解していません。旧両市の基本計画には福祉の充実や安

心して暮らせるまちなどという計画が羅列されていますが、実現可能な目標や可能性のあることを何のプライオリティも付けずにただ並べているようにしか思えません。ごみ処理の問題や道路整備など市民ではできないことが行政に託されている仕事です。このような仕事が行政のプライオリティの中で最も高いものです。ところが現在はプライオリティの高いものから低いものまで全て行おうとしてきたわけです。そこに従来パブリックが行ってこなかったことから手を引くべきであると思います。例えば、高齢者に対する風呂（公衆浴場）券の無料配布のような、個人で対応できるものは行政が手を出す必要はなく、それよりむしろ総合的な福祉計画を作成するようところに優秀な人材を張り付け集めるというように頭と金を使うことが、プライベートとパブリックという観点です。従って、西東京市の「ありがたい姿」は未だによくわからないのですが、今言ったようないくつかの基本理念とそれを具体化すべきプライオリティあるいは具体化しやすさと、そういった現場と企画課のキャッチボールの中から出てくるわけで、今までの答申に出てくるものは恐らく絵に書いた餅です。役に立たないという感じがしますので、できるだけ明確な目標を提示したいと思います。つまり、「ありがたい姿」は福祉重点策でいくと、または、せいぜい二本ぐらいのキャッチフレーズにするべきだと思います。

合併により財政力は上がるわけですが、合併しても尚且つ行革を行って、西東京市としての財政規模などが適正であるか等を考えなければなりません。両市が合併した背景などは忘れ、西東京市という市が初めから存在していたと、そこから出発し白紙の状態から作り直すことが必要です。その際にどうしても必要なのが市長の公約です。市のあり方を市長に明確に打ち出していただかねばなりません。

「当たり前」からの脱却

「当たり前」から脱却するのは非常に難しいことです。今までの日本の社会や雇用条件など皆当たり前主義を貫いてきたことが今弊害となってきているわけで、何も考えず貫き通すことはやめるという考え方が必要です。

現場主義の発想

「当たり前」主義から脱却するには、現場の人の単純な疑問からスタートするしかありません。複雑な事務手続を簡略化することがひとつで、現場主義発想となりますと、現場に権限や判断を移さなければならないものも出てくると思います。そうしないと現場が積極的に活動しないし有効に機能しないのでその辺を進めていただきたいと考えております。

問題点の全職員への公開ということは、具体的な問題点は庁内全てに共有するという姿勢が必要です。

現場改革は組織改革ではありません。組織を作り直せば自動的に現場が改革されるということはありません。現場改革の障害となるものは、制度・ルール・予算です。そのためいろいろな考え方や方法論が埋没しているという危険がありますので、それをどう吸い上げていくかということがひとつ必要です。やりたいと思ってもできないようなことはノウハウの不足で、もうひとつは市民意見の聴取です。今の状況に対するアンケート調査と、あるプランを実行した後の調査、意見聴取は絶対必要であるということです。単なる行政に対するアンケート調査ですと不満が出てきます。その不満に対し行政はほとんど説明責任（不作為のアカウントビリティ）を果たしていないのが現状だと思います。

行政評価とは、現場主義を実現するための単なる手段にしか過ぎません。行政評価を実施するには、改革目標を打ち出し評価を次に生かさなければなりません。

以上のようなことを基本に思っています。

次の は前回（第 15 回委員会）事務局が示された「行革答申（案）と想定される行革項目」とを付け合わせながら考えてみました。

徴収システム改革

これからは新しい財源を生み出さない限り恐らく財源は増えないと思います。そうすると滞納者から徴収することが財源を少し安定させる方法だと思います。滞納者徴収の具体的なガイドラインを作成し、個人で判断するのではなく組織として判断するようにしてはと考えます。明確なスタンダードを打ち出し、滞納処分を徹底した上で制裁措置として、氏名を公表するという方法も取らざるを得ないと思います。滞納徴収を民間に委託することによってスムーズに行くのではないかと考えます。

公務員の手当

次回の委員会をお願いします。

公営（市営）住宅入居者の審査・再審査

入居者の収入等を審査し、対応しているかどうか。市営住宅の必要性なども考える必要があります。

バラマキ福祉の廃止

個人的な対応をする福祉（風呂券の無料配布等）はやらないということです。

施策評価会議の設置

目標から構想まで全ての部署が参加することが必要です。例えば、道路整備事業についても福祉事業と考えるようなことです。更に行政と住民感覚のずれを防ぐためには、住民関係者の参加も必要です。

トップ研修

これからの自治体は自ら政策を作りあげていくとなれば、政策の決定などに関与するのはトップということになります。従来型の思考から転換するという意味でもトップ研修が必要となります。

財政状況 徴税率アップ

先程申し上げました。

受益者負担

いろいろなものが考えられますが、ごみ有料化問題の行方をどうしたらよいのか？まだまとまっておられません。現在のように行政としてやらざるを得ないのか、最終的には有料化の方向を目指して考えて行く必要があると思います。

補助金適正化

原則一律カットし、満額補助を受けたいのであれば復活折衝を行政が手を差し伸べるのではなく、自ら証明し回復させるような方法もとれるのではないのでしょうか。

公共施設

学校施設の多目的利用とは、行政が考えていることなのか、住民が使いたい施設を使えないからなのか、あるいは教室を改造してほしいのかどうかよくわかりません。神奈川県は県立高校では、空き教室を民間の介護関係の会社に貸しているようなことを行っています。土曜、日曜の利用ということもありますが、オープンスペースをどのように使っていくかなど、住民利用の実態と住民の要望がどのようなものなのか把握してからやらないと意味がなく、うまく稼働しないということが起こり得ると思います。

モニタリング

第三者が評価をしますが、その際、実効性のあるものでなければなりません。

研修

従来の講義型研修をやめ、実務直結型にして、具体的な事例を挙げ実のある役立つ研修を実施したほうが良いと思います。地方分権に向けて管理職研修も強化する必要があると思います。

行政評価

第三者機関（市民）を設置し、これには市長・管理職は参加する必要があると思います。

情報公開

広報誌の取扱いについて、電子化との関連もありますが最終的にはペーパーレスになるのではと思いますが、その辺をどうするかです。

パブリックコメント制度

制度を導入したことによって議会の機能の問題や議員数の削減などにも関連しますので、制度をどのように位置付けるかを明確にしなければならないと思います。

窓口サービス

出張所など本庁舎以外で個別サービスは全て対応できるようにし、本庁舎に来ることは例外的な場合だけというような形にできないでしょうか。それを突き詰めていくと電子自治体になると思います。

最後に一言付け加えれば、「実効性」と「実行性」というキーワードです。どういふことかと申しますと、効力があるもの効果があるものと考えあまり、実行できなかったということがよくあります。効果があるかを先に考えるものですから実行できない、あるいは実行しないという悪疫があるかも知れません。ある程度のプラスがあればやってみる決断力、勇気も必要だと思います。

以上のようなことを思いつきでいくつか並べてみました。

委員長：ありがとうございました。その他の項目として、公共事業の問題、リサイクルプラザの問題、保育園を含めて民間委託の問題や学校などについてもいろいろな問題があると思いますが。

副委員長：前回提示された事務局（案）と合算してください。

委員長：他に意見があれば出してください。

委員会は後何回ですか。

事務局：後5回を予定しています。

委員長：後5回ですと、実質3回で答申案をまとめなければなりません。副委員長には、具体的な項目を次回には書き上げていただかないと。

副委員長：各委員の方の考え、意見等を強く答申で打ち出してほしいというものを出示していただきたい。それをたたき台にして、それらを盛り込みながら総合的に処理していく方向でできると思います。

委員長：各委員の方は、どんな方法（郵送、電話、FAX、メール）でもけっこうですから

副委員長へ提出してください。

副委員長：答申の形式は、旧保谷、旧田無の答申を雛型にするようですか。

事務局：形式にはあまりこだわりません。ただ、議会に提出することになった時、行政が諮問したということもありますのでその辺をご理解いただければと思います。

副委員長：答申には答申の流れのようなものがあると思いますが、過去のことより、これからの自治体のあるべき姿というような内容に話を進めたいと思っております。

委員長：意見などがあれば自由に出してください。

副委員長：具体的に出した黒丸（ ）以外にもっと切りこんで欲しいというようなものがありますか。

委員長：実行力にタイムスケジュール的なものは。

副委員長：実行性というのは、タイムスケジュールと数値が必ずついてまわります。できる限り数値化することは必要だと思います。

委員長：議論する委員会は実質、後3回となりますが。

副委員長：ある程度でき上がったものを事務局経由で、各委員に郵送していただければと思います。

委員長：最終的には、私と副委員長と事務局でということになります。

副委員長：学校行事などの関係で、この時期（1月末から3月まで）はあまり時間を取って外出しにくくなります。できるだけペーパーや情報（メール）のやり取りで済ませたいのですが。

委員長：わかりました。そのようにしましょう。
意見等ございますか。

長澤委員：ほとんど副委員長や高梨委員がお話したことと同じです。

筑井委員：事務局の答申案とほぼ同じ考えです。

柳原委員：大きいものについては、みなさん共通していると思います。細かいものについて抽象化できるものがあればと考えています。できましたらメール等でお送りします。

松山委員：私が重視しているのは、「ありたい姿」です。キャッチフレーズは二本までということですので、その絞込み、議論が必要です。合併の経緯は忘れて新市として発想するというのは、そのとおりだと思いますが、合併について市民のいろんな声があ

るわけですから、全くそれに触れないということはどうかと思います。私自身まだ整理できておりませんが、やはり触れる必要があるのかなと思います。何が問題なのかは断片的には聞いていますが、まとまってはつかんではいません。合併後1年を迎えて市民のいろいろな意見、不満や評価があると思います。そのような意識調査のデータがあれば見せていただきたい。

事務局：合併の評価を問うような意識調査は行っておりません。総合計画では策定の基礎資料にするため昨年、西東京市にどのような政策を望みますかというような意識調査を行いました。調査内容は、住みよさ、行政評価、施策の重点や市民参加などです。間もなく粗集計が上がってくると思います。

松山委員：1年間を振り返った合併の評価は、調査結果を踏まえた方が良いと思います。

赤字事業については、行革委員会として見過ごせない問題で、何らかの言及が必要です。特に大きな問題は特別会計の赤字防止です。下水道、国保と老人健保、中小企業退職金共済の3事業です。中小企業退職金共済については、当委員会で既に廃止の方向を打ち出していますが、残りについては、事務局案では料金の適正化ということで、値上げしかないと言っているように理解できますが、それは大問題です。料金は現在でも、既にかかなり高い水準です。値上げに頼る前に供給側の体制を改善すること、すなわち事業の効率化や合理化が不可欠です。その後でやむを得ない場合にのみ値上げを検討すべきです。この問題を単に料金の適正化ということで済ますのは安易過ぎます。これについてはもう少し議論が必要だと思います。

委員長：ごみの有料化などはどうですか。例えば、買い物袋（レジ袋）を5円徴収するところがありますが、そういうことを簡単にやりますと、市の方は全て住民に要求という姿勢が出てくるのではと。節約する精神がなく、全て受益者負担としてよいものかと思います。

副委員長：受益者は利益を受けているという意識が足りないと思います。受益できるものは積極的に行政に要求し、受益できないことについては何らかの形で負担をする。そういう原則や前提がないと機能しないと思います。

松山委員：副委員長にお伺いします。行政評価と施策評価を使い分けられてますが、どのような違いですか。

副委員長：施策評価は、例えば、これからプランニングする際にどこに道路を作るとか、どこを拡幅するかという問題があります。行政評価の場合は、それがどのように機能しているのかどうかです。

松山委員：行政評価は充実させなければいけないと思います。事後評価も大事ですが、費用対効果の分析など事前評価もそれに劣らず重要だと思います。これからは限られた予算の中で、政策を選択しなければならず、採用する政策より採用しない政策が増えると思います。その場合市民から最も問われるのは、決定の透明性、公正性です。行政は市民に対しきちっと説明責任を果たさなければなりません。そのためにも事前評価が重要だということです。

高梨委員：あるべき姿について、行政のあり方、市民のあり方、行政と市民との関わりの程度、という観点からいろんな議論ができますし、将来のあり方も出てくると思います。ただそれが現実問題として、実施可能項目や重点項目をどう絞り込むかという話となかなか合致しないと思います。その辺を実際どういうようにまとめていくか、背伸びをするのか、委員会としての姿勢を出し、実施可能項目や重点項目を5点程度挙げ、実行に移してほしいという形にまとめるのか、その辺をそろそろ総括的な考えをまとめてはいかなければならないと思います。

委員長：副委員長のまとめたものを皆さんで議論していただき、その中から生まれてくると考えております。

副委員長：まとめ方は、事務局が提示された「行革答申（案）と想定される行革項目」を基本ベースにしております。各委員の方はそれをご理解していただき、項目の追加や内容に必要なキーワードなどを考えていただきたいと思います。内容にこだわるより方向性のある例示にし、例えば、具体的にこういう方法論でやります、どの位の期間でやります、というようなところに重点を置きたいと思います。構成、内容についてはほぼこの考え方でやって行きます。ただ、行革項目については、もう少し踏み込んだ形の表現にしたいという考えでいます。

高梨委員：各委員の考えを含め副委員長にまとめていただき、それを基に2回程度内容を徹底的に議論するということではどうでしょうか。

委員長：これからの日程ですが、まとめる時間も必要だと思いますので、来週の委員会は先送りとします。（1月）29日はどうですか。

事務局：日程については、調整させていただきます。

副委員長：29日と2月5日は開催してください。

とりまとめ作業というのは鮮度を多くしてということになりますので、最後は独断的に書かざる得ないところが出てくると思います。委員長と私の責任において決定することもあるということをご理解願います。

委員長：事務局とも調整しながら行いたいと思います。

事務局：行政サイドとしての考え方もありますので。

委員長：意見ございますか。

倉本委員：副委員長の基本理念、こんなまちにしたいということを煮詰め、それを基に、こういうまちであればここは我慢できる、というように具体的に感じていますので、そこはきちんと作りたいと思います。

副委員長：本来、市長がこういうまちをつくりたいからという基本理念を基に諮問すること

であり、市長の思惑がないと全く逆のことをいう危険性もあります。

事務局：現在、総合計画を策定しております。今年度は基本的な考え方を整理し、来年度以降本格的に個別事業を体系化していきます。その時まちの将来像をコンセプトとしてまとめる作業があります。そこと合わない可能性があり、整合性を図ることは時期的にも難しいと思います。

副委員長：合わないということは、こちらの方が先にできるわけですね。先にできると総合計画に何らかの影響を与えることもあると。

事務局：まちづくりの基本理念がどの次元か、また、どこに重点を置くかによっても相違がでると思います。総合計画の場合は、盛り沢山となり4つか5つの柱の中でそれぞれバランス良くやるのが通常のやり方です。

副委員長：基本理念、ありたい姿という言い方は、このような抽象的な表現しかできないので使っています。ありたい姿をダイレクトなことばで伝えるか、あるいはソフトにイメージとして伝えるかということもありますが、恐らくイメージとして伝えることしかできないと思います。

事務局：ここでいうイメージとは具体的なまちの姿なのか、精神的なものなのか、とらえ方によって違ってくると思います。行政のやり方としては、まちづくりは全員合意の基に作りましょうというスタイルを取っておりますので、総合計画ができれば将来のまちづくりのビジョンができます。市民憲章も併せて策定すると思います。それが初めて、西東京市がこのまちを目指しますというスタイルになり、議会の議決を取ります。

副委員長：ポイントがずれているところがあるかも知れないので、特に柳原委員と倉本委員にはご検討いただきたいと思います。それから、抽象的な例を具体化する作業は難しいですので、身近な例で結構です。

委員長：武蔵野市や三鷹市のようになればいいのでは。

副委員長：両市のようになればというより、なぜならないかということを知ることが重要です。

倉本委員：私自身旧保谷市に住んでおりますが、武蔵野市や三鷹市に住みたいとは思っておりません。身近に畑があり、そういう地域性に引かれています。

副委員長：武蔵野市や三鷹市に近づけという意味で言っているのではなく、理想の姿というものがありますね。西東京市として、こういう姿になってほしいという市民の願いがありますが、現実問題としてなかなかそうならない。なぜならないかという理由を行政は説明しない。行政は市民に説明することによって、市民はこういう問題があるから、この問題を取り除かないと自分の理想とする市にはならないと理解します。行政は今まで説明責任を果たしていませんでした。

高梨委員：行財政の基本となるべきことは、この委員会と総合計画は相互に関連はありますが、委員会としての独自性は主張すべきであると思います。

倉本委員：「企業は最大利益を、家庭は最大幸福を」という、私の好きなことばがあります。行政のことに関わってみて、行政はどういう役割なのか、と考えるようになりました。今では、「行政」とは、マネジメント的手法を取り入れて、市民の最大の幸福を生み出すことなのだと感じております。

副委員長：最大多数の最大幸福とは、全ての人に満足を与えられないということです。行政も全ての市民に満足させられないということを答申の中で言わせていただきます。

委員長：時間になりましたので、本日の会議は終了します。